

第1回三珠町・市川大門町・六郷町任意合併協議会

平成16年4月7日
午後3時00分開議
市川大門町役場1階大会議室

- 第 1 開会
- 第 2 主催者あいさつ
- 第 3 来賓あいさつ
- 第 4 三珠町・市川大門町・六郷町任意合併協議会規約について
- 第 5 議事
 - 協議第1号 任意合併協議会役員の選出について
- 第 6 委嘱状交付
- 第 7 会長あいさつ
- 第 8 議事
 - (1) 協議事項
 - 協議第2号 任意合併協議会会議運営規程(案)について
 - 協議第3号 任意合併協議会委員等の費用弁償に関する規程(案)について
 - 協議第4号 平成16年度任意合併協議会事業計画(案)について
 - 協議第5号 平成16年度任意合併協議会予算(案)について
 - (2) 報告事項
 - 報告第1号 任意合併協議会小委員会規程について
 - 報告第2号 任意合併協議会幹事会規程について
 - 報告第3号 任意合併協議会専門部会規程について
 - 報告第4号 任意合併協議会事務局規程について
 - 報告第5号 任意合併協議会財務規程について
 - 報告第6号 任意合併協議会会議傍聴規程について
 - (3) その他
- 第 9 閉会

開会 午後 3時00分

司会（原川事務局長）

定刻になりましたので、ただ今より始めさせていただきます。

本日は、公私ご多忙の中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

ただ今から、三珠町・市川大門町・六郷町任意合併協議会設立総会を始めさせていただきます。

本日の進行役を務めさせていただきます、市川大門町から当協議会に派遣されました原川と申します。どうぞ、よろしくお願いたします。

それでは早速、次第により始めさせていただきます。

まず、始めに開会のあいさつを久保市川大門町長から申し上げます。

久保市川大門町長

皆様こんにちは。

本日は誠にご苦労さまでございます。

こうして、同じテーブルで合併協議ができますことに、心から感謝を申し上げるところでございます。

ご協議をいただく中で、目指す未来への新しい町づくりであります。その実現のために3町の英知が、結集できますことを願っておるところでございます。また、本日は公務ご多用の中、ご臨席を賜りました峡南地域振興局長様はじめ、ご来賓の皆様方、また、関係者各位に心から厚く御礼を申し上げます。

それでは、これより第1回三珠町・市川大門町・六郷町任意合併協議会、実は設立総会でございますが、開会いたします。

司会（原川事務局長）

続きまして、主催者あいさつを設置準備会会長の水上三珠町長から申し上げます。

水上三珠町長

皆さん、こんにちは。

春らんまん、大変、素晴らしい天気のもとで3町の合併協議会ができますことを、まずもって御礼申し上げます。

ご承知のように、平成13年ごろから国・県の指導によりまして、平成の大合併ということになりまして、西八代郡・南巨摩の北部5町でスタートいたしました。その後、いろいろな悩みとか、いろいろな迷いもありまして、とうとう北部5町という案が解散に追い込まれました。

しかし、どうしてもこの時代の要請に応じて、町民から後々「良かったよ」と言われる合併を模索している中で、3月末に合併の準備会が3町の合意を得まして、今日ここに第1回目の合併、任意ではございますが、協議会ができます。

本当に、過去を振り返ると感激というか、感無量というような感じでございますが、本当に「難産の子はよく育つ」というようなことわざもございませう。どうか、皆さんの英知を絞って、そして3町の合併を完成させたいと思っております。

3町の準備会の中で、私がたまたま一番年長ですから、三珠の水上がやれということで、会長をお受けしたわけですが、あくまでも久保さん、遠藤さん、私と3人のお互いが相談しながら、いろいろなことを皆さんに相談していきたいと思っておりますので、よろしくお願したいと思っております。

簡単ですが、ごあいさつに代えます。

司会（原川事務局長）

続きまして、来賓の方々を代表いたしまして、岩沢峡南地域振興局長からごあいさつをいただきたいと思います。

岩沢振興局長

ご紹介をいただきました、峡南地域振興局の岩沢でございます。

本日は、任意の合併協議会がこのように関係の方々、多数のご出席のもと、めでたくスタートの運びとなりましたことに、まずもって心からのお祝いを申し上げさせていただきます。

3町の町長さんをはじめ、町議会の皆さん、関係者の皆様、それから住民の方々、これまでのご努力に改めて厚く敬意と、県としての感謝を申し上げます。

ご存じのとおり、昭和の大合併は戦後、昭和30年代にございましたが、その折に三珠町と六郷町は昭和29年、さらに市川大門町は昭和31年に現在の姿になったところでございます。

この度では、峡南北部の合併への取り組み、当初、北部5町の枠組みで市制施行を目指したところでございますけれども、紆余曲折の末、地理的にも歴史的にも、また文化的にも、さらには人的なつながりといえますが、絆の深いこの3町が住民の方々の強い意志のもとに、今日この場となったということで、大変喜ばしいところでございます。

3町では、すでに峡南広域行政組合での電算業務や消防、あるいは介護保険の認定業務などを共同で処理されておりますが、こうした中で、さらに任意合併協議会が設置されるということは、行政面からも大変、効率的であり、大変意義深いものがあるのではないかと考えているところでございます。県といたしましても、すでに職員を派遣させていただいておりますけれども、また3町の将来構想につきましても、早期にお示しできるよう、進めているところでございます。

合併特例法の期限が、来年3月末ということで迫っておりますが、限られた時間の中ではございますが、この任意協議会が互譲の精神のもとに円滑に進められまして、早期の法定協議会の設置により期限内の合併が、ぜひとも実現できますよう、そして地域の特性を存分に生かして、まさに個性等がきらりと光る、豊かな新しい町づくりが、できるだけ速やかにスタートできますよう、祈念をいたしているところでございます。

終わりに、本日ご出席の方々をはじめ、合併協議会の設置にご尽力をされました皆さん方に、改めて敬意を表させていただくとともに、3町の一層のご発展をお祈り申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。

どうも、おめでとうございます。

司会（原川事務局長）

ありがとうございました。

ここで、来賓の方々のご紹介をさせていただきます。

山梨県峡南地域振興局企画振興部長 小泉実様、同じく企画振興部地域振興課長 平賀孝雄様、同じく、峡南地域振興局企画振興部地域振興課振興担当副主査 佐野満様、山梨県総務部主幹 高橋哲朗様、同じく市町村課合併・広域行政担当副主幹 萩原憲二様、同じく市町村課合併・広域行政担当主事 小林咲子様。

それでは早速、会議に入りますが、議長は主催者であります、準備会会長の水上町長にお願いいたします。

議長（水上三珠町長）

それでは、ご指名でございますので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。なにぶん、報道陣もたくさんいまして緊張しておりますので、ひとつ失敗もあるかと思いますが、よろしくお

願いたいと思います。

早速、それでは任意合併協議会の規約についてを議題にしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局（菊島次長）

事務局の菊島でございます。よろしく願います。

それでは、総会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

三珠町・市川大門町・六郷町任意合併協議会規約とありますので、こちらのほうを説明させていただきます。

この規約につきましては、去る3月30日に開催されました、3町によります合併協議会設置準備会におきまして、協議されておりますことを、まずご報告申し上げます。

第1条でございますが、三珠町・市川大門町・六郷町の3町によります、合併に関する諸問題について協議を行うため、任意合併協議会を設置すると規定しております。

第2条は協議会の協議事項でございます。1号から3号まででございますが、合併に関する調査研究、それから基本的事項についての協議方針に関すること、その他、合併に関し必要な事項について協議、あるいは調整することといたしております。

第3条でございますが、協議会の委員といたしまして関係町の長、関係町の助役、または収入役、関係町の議会の議長、それから関係町の議会の議長が指名した者、5号で関係町の長が協議して定めた学識経験を有する者といたしております。

第4条でございますが、役員についてであります。会長1名、副会長2名、監事2名でございますが、会長及び副会長につきましては、関係町の長が協議して定めた者をもって充てることとし、監事につきましては、委員の互選によることといたしております。

飛びまして第6条でございますが、協議会の会議につきましては、会長が招集し、委員の半数以上の出席をもって開会いたします。会長は会議の議長となる旨を規定いたしております。

2ページをお願いいたします。

第7条でございますが、小委員会を置く旨を規定いたし、第8条では幹事会を置くことといたしております。この幹事会は、関係町の総務担当課長並びに企画または財政担当課長の職にある者を充てることといたしております。

飛びまして第9条でございますが、専門部会について規定いたしております。この専門部会につきましては、各主管課の長及び職員をもって充てることといたしております。

第10条は事務局についてであります。事務局につきましては、関係町の長が協議して定めた場所に置くことといたしております。

飛びまして附則でございますが、平成16年4月7日から施行し、適用につきましては、職員派遣の関係、および事務局の運営上の関係などから、適用は4月1日からといたしておるところでございます。

規約については以上でございます。

議長（水上三珠町長）

ただ今、事務局から規約について説明がございましたが、この説明につきまして皆さんのご意見、ご質問等を受けたいと思いますが、どなたかございますか。

（異議なしの声）

異議ないようでございます。

それでは、この合併協議会の規約を拍手をもってご了承いただきたいと思います。

(拍手多数)

ありがとうございます。

全員賛成で任意合併協議会の規約が了承されました。

それでは、次の議事に移ります。

協議第1号 任意合併協議会役員を選出を議題といたします。

ただ今、了承されました協議会規約第4条第2項の規定により、この協議会の会長及び副会長は、関係町の長が協議して定めた者をもって充てることになっております。すでに協議済みでございますから、事務局より報告をしてください。

事務局(菊島次長)

それでは、資料の3ページをお願いいたします。

協議会役員のうち、正副会長につきまして、ご報告させていただきます。

正副会長につきましては、先ほど議長さんのほうからご説明がありましたように、関係町の長の協議が整っておりますので、協議結果をご報告申し上げたいと思います。

3ページの上段になりますが、会長につきましては、水上末雄三珠町長様、それから副会長につきましては、久保眞一市川大門町長様、同じく副会長に遠藤幸利六郷町長様ということでございます。

以上でございます。

議長(水上三珠町長)

事務局の報告どおり決定させていただきます。

次に、監事2名を選出したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

(事務局一任の声)

事務局一任でいいでしょうか。

では、事務局一任されましたので、案がありましたら発表してください。

事務局(菊島次長)

それでは監事につきまして、事務局一任というお言葉をいただきましたので、事務局案をご提案させていただきます。

会長町以外の町の町議会議長様ということで、市川大門町町議会議長の石原一元委員、六郷町町議会議長の依田洋澄委員の両委員をご提案させていただきます。

議長(水上三珠町長)

事務局から今、発表がありました。監事は石原一元さんと依田洋澄さんということで、ご承認いただきたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議なしの声)

よろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

司会(原川事務局長)

それでは、次に委嘱状の交付に移ります。

私が氏名をお呼びいたしますので、その場でお受取りいただきたいと思っております。

まず始めに、副会長からお願いいたします。

市川大門町長 久保眞一様。

(委嘱状の交付)

六郷町長 遠藤幸利様。

(委嘱状の交付)
青木達雄様。
(委嘱状の交付)
八木勝様。
(委嘱状の交付)
有泉嗣男様。
(委嘱状の交付)
石川章男様。
(委嘱状の交付)
有泉勝廣様。
(委嘱状の交付)
樋口富一様。
(委嘱状の交付)
村松淑子様。
(委嘱状の交付)
河西常元様。
(委嘱状の交付)
石原一元様。
(委嘱状の交付)
秋山詔樹様。
(委嘱状の交付)
一瀬絲子様。
(委嘱状の交付)
青沼茂樹様。
(委嘱状の交付)
波多博様。
(委嘱状の交付)
立川貴様。
(委嘱状の交付)
渡邊アヤ子様。
(委嘱状の交付)
河西満治様。
(委嘱状の交付)
村山敬幸様。
(委嘱状の交付)
樋川良水様。
(委嘱状の交付)
有野健司様。
(委嘱状の交付)
依田洋澄様。
(委嘱状の交付)

望月正文様。

(委嘱状の交付)

以上で、委嘱状の交付を終わらせていただきます。

続きまして幹事会、及び事務局職員の紹介をさせていただきます。

資料の26ページ、及び27ページに名簿が掲げてありますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、幹事会から紹介させていただきます。

三 珠 町 有泉総務課長、同じく内藤企画観光課長。

市川大門町 渡邊総務課長、同じく遠藤企画財政課長。

六 郷 町 遠藤総務課長、同じく中込企画課長。

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

山梨県から派遣していただいております、菊島事務局次長です。

三珠町から派遣の丹沢局員です。同じく有泉局員です。

市川大門町から派遣の長澤局員です。同じく立川局員です。

六郷町から派遣の上野局員です。同じく樋川局員です。臨時職員の松野局員でございます。

以上でございます。

よろしくお願いたします。

それでは、先刻、協議会会長に就任されました水上三珠町長から、就任のごあいさつをお願いいたします。

会長(水上三珠町長)

先ほど、すでに就任のあいさつをしてしまったようでございますが、改めて責任の重大さを感じております。本当に年を取ったというだけで、会長というような重要な役に就いたわけですが、市川の町長さん、六郷の町長さんの応援を得て、なんとかこの協議会が無事に、今日のような暖かい春が迎えられるように、一生懸命頑張ります。

忌憚のないご意見等を十分いただいて、練りに練って、そして最後ゴールインしたいと、このような気持ちでおります。あせらず、ゆっくりと、しかも早くというような気持ちで頑張りたいと思いますから、ご協力をお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。

司会(原川事務局長)

それでは引き続き、議事を進めさせていただきます。

議長には協議会規約第6条第3項の規定によって、協議会会長であります水上町長に議長をお願いいたします。

議長(水上三珠町長)

それでは、協議事項に移ります。

協議第2号 任意合併協議会会議運営規程についてを議題とします。

では、事務局でお願いします。

事務局(菊島次長)

それでは、説明をさせていただきます。

資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

協議第2号 三珠町・市川大門町・六郷町任意合併協議会会議運営規程(案)につきまして、ご説明をいたします。

第1条でございますが、この規約の趣旨でございます。規約第6条第4項の規定に基づきまして、会議の運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条で、会議は原則公開といたしております。ただし、委員の半数以上の賛同がありますれば、公開しないことができるものといたしております。運営に際しましては、公平・公正な協議の推進に努めること。

それから第3条で会長は迅速かつ効率的に会議を運営することとし、委員の皆様方につきましては、会議に積極的に参画し円滑な議事運営に協力することを義務付けております。

それから第5条でございますが、会議の議事は全会一致をもって進めることを原則といたしております。ただし、意見が分かれた場合等には、出席委員の3分の2以上の賛成をもって、議事を進めることといたしております。

第6条、会議は傍聴することができることといたしております。

それから飛びまして第8条ですが、会議録及び会議に提出された文書につきましては、原則公開とすることといたします。

それから第9条は、会議中の規律保持について規定いたしております。

5ページになりますが、附則ですけれども、施行を平成16年4月7日、本日からの施行といたしております。

説明は以上でございます。

議長（水上三珠町長）

説明がありました会議の運営規定について何かご質問、ご意見ございますか。

（異議なしの声）

ないようですので、説明どおりに決定させていただきます。

それでは、拍手をもってご承認いただきたいと思います。

（拍手多数）

ありがとうございました。

決定されました。

次に、協議第3号 任意合併協議会委員等の費用弁償等に関する規程についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（菊島次長）

総会資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

協議第3号 三珠町・市川大門町・六郷町任意合併協議会委員等の費用弁償に関する規程（案）につきまして、ご説明をいたします。

第1条の趣旨でございますが、協議会規約第12条の規定に基づきまして、協議会の委員等の費用弁償に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、委員等が会議等に出席したときの報酬額でございますが、日額2,200円とする旨、また地方公共団体の長、助役、収入役、及び議会議員については、これはを支給しないことといたしております。

第3条では、委員等が旅行したときの費用弁償の額につきましては、会長の属する町の職員の旅費に関する条例の規定を準用することといたしております。

附則におきまして、平成16年4月7日から施行することといたしております。

以上でございます。

議長（水上三珠町長）

協議第3号の費用弁償の件につきましてですが、ご意見、ご質問等ございますか。

(異議なしの声)

異議ないようでございます。

拍手をもってご承認いただきたいと思います。

(拍手多数)

ありがとうございます。

次に、協議第4号 平成16年度任意合併協議会事業計画についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局(菊島次長)

それでは、総会資料の7ページをお開きいただきたいと思います。

協議第4号でございますが、平成16年度事業計画(案)につきまして、ご説明を申し上げます。

ご説明に代わりまして、朗読をさせていただきます。

三珠町・市川大門町・六郷町の3町は、21世紀の地方分権の時代を迎えて、町村を取り巻く厳しい環境変化や少子高齢化、環境対策など、新たな行政課題に対応する行政基盤づくりと、新たなまちづくりを目指し、住民と議会が一体となって、合併に向けた協議を行ってまいります。

当面、本任意協議会におきまして、合併の基本的な事項について協議を進め、できるだけ早期に地方自治法及び市町村合併特例法に基づく法定協議会に移行し、同特例法の適用期限内での新町発足を目指します。

本年度は次の事業を実施し、新町将来構想の策定や合併に関する調査・研究と住民への啓発や情報提供に努めていきます。

1. 協議会の開催
2. 小委員会、専門部会の開催
3. 行財政の現況調査の実施
4. 新町将来構想策定調査の実施
5. 合併協議会だよりの発行及びホームページの開設
6. その他必要な事項

となっております。

以上でございます。

議長(水上三珠町長)

事務局からただ今、平成16年度の事業計画の案が発表されましたが、これについてご意見、ご質問を受けたいと思います。

はい、どうぞ。

市川大門町委員(立川貴委員)

今後、事業計画について、いろいろご論議されていかれると思うわけですが、過日、私は三珠町の町長さんと市川の町長さんに、文書をもって提言した件があるわけです。

それは、今日のこの合併とは直接的な関係はございませんけど、事業計画の付帯事項としまして、3町合併のこの飛び地ですね、やはり新町に編入するように、これからはやっていく必要があるのではないかと。

内容的には、田富町、鯉沢の管轄区域なんですね。川を越えて飛び地となっておりますが、これを合併後、新町に編入するようにやっていく必要があるのではないかと思います。

具体的には、田富町の管轄区域は大田和と馬籠地区が笛吹川を越えて、大塚と隣接しているわけです。私は仕事の関係で以前、三珠町の農家の方の農地法第3条の手続に行ったり、耕作証明書が

田富でなければ取れないと言われてまして、初めてこんなところが田富になっているのかなと、びっくりしました。

そしてなお、鯉沢町の管轄区域は駅前1丁目、2丁目、それから富士川を越えて飛び地になっております。しかも居住している小学生とか中学生は、鯉沢の教育委員会に聞きましたら、富士橋をわたって、あっちの学校へ行くのは遠いので、市川大門町の南小学校と南中学校にも通っている人が、相当いるらしいです。いわゆる区域外通学としまして、そこで地形の問題と、位置の問題、さらに生活環境から見ても、今回の合併事業の中で、県の方がいらっしゃいますので、県の指導と協力を得て、さらには鯉沢とか田富の行政当局と話し合ったり、また、そこに居住している人たちとか、土地の所有者の同意を得て、飛び地の解消を図っていくことが、必要ではないかと思えます。これを機会に。

そして、これは今回の合併では作業が大変でございますので、合併後ですね、その取り組みを進めていただきたいと、私は考えているわけです。

最後に余談でございますが、過日、私が桃林橋のそばのラーメン屋さんで食事をしておりましたら、隣へ座った中年の夫婦だと思いますが、「あらっ、こんなところが田富町だってね」と、「変ですわね」なんていう会話を聞いておりました。一般の人たちは、黒沢に接しているところの駅前通りとか、大塚西へ隣接している大田和とか、ああいったところは三珠町の土地、市川の土地だと思っているんです。

長い間、歴史的過程があると思えます、川との問題で。やっぱりこの21世紀、今回の合併を機に、ぜひこの問題を解決の方向に一步でも近づけて、行政区画をスッキリした形でやっていくことが、一番肝要ではないかと思えます。

一応、意見としまして提案させていただきます。

議長（水上三珠町長）

ありがとうございます。

議長ということでなくて、三珠の町長としてお手紙をいただきましたから、ちょっとご返事申し上げますが、電話帳を探して電話でお返事しようと思いましたが、残念ながら電話帳に載っていませんでした。

三珠町では、すでに県へ何回かその要請は出しておりますし、この合併のときが1番のチャンスだろうということで、これからも一生懸命頑張っていきたいと思えます。

市川の様子は分かりませんので、久保町長からお願いします。

久保市川大門町長

ご指摘をいただいた点は、できることなら私自身も、そういうことに取り組んでまいりたいというふうに思っております。ご提言を本当に大事にしていきたいと思っております。

議長（水上三珠町長）

ほかにございませんか。

秋山さん。

市川大門町委員（秋山詔樹委員）

準備会のときにもお願いしておいたわけですけども、今、国会のほうで延長されるかどうかという問題がございますので、ぜひ、ここには特例法の適用期限内の新町発足を目指すと、こうありますので、国会で通過するのであれば、そんなに先ではないと思えますので、そういう点を3町の町長さんは考えながら進めていただきたいと、このように思えます。

議長（水上三珠町長）

承知しました。

ほかに、どうでしょうか。

なければ事業計画につきましては、原案どおりご承認ということで、よろしゅうございますか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。

それでは、これもひとつ拍手をもって、お願いしたいと思います。

（拍手多数）

次に、第5号を協議したいと思います、合併協議会の予算についてでございます。

事務局から説明お願いいたします。

事務局（立川局員）

市川大門町から派遣されております、立川と申します。

よろしくお願いいたします。

当協議会の予算案につきまして、ご説明を申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

当協議会の予算案といたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,800万1千円とするものでございます。詳細につきましては、歳入歳出とも事項別明細書にてご説明を申し上げたいと思います。

9ページでございます。

9ページの中段から歳入が掲載してございますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、1款の分担金及び負担金でございますが1,500万円でございます。これにつきましては、3町からそれぞれ500万円ずつ、ご負担をお願いするものでございます。

続きまして、2款の県支出金でございますが300万円であります。これにつきましては、山梨県の市町村合併推進事業費の補助金でございます。

続きまして、3款の諸収入でございますが1千円でございます。これは、預金利子を見込んでおるところでございます。

歳入の合計でございますが1,800万1千円でございます。

めくっていただきまして10ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

1款の総務費でございますが、1項総務管理費であります。こちらにつきましては、1目の事務局費と2目の事務所費で構成してございます。内訳といたしましては、1目の事務局費は530万5千円でございます。

3節の職員手当、9節の旅費、11節の需用費、12節の役務費、それから14節の使用料及び賃借料でございますが、これにつきましては、公用車の借り上げ、それからコピー機使用料でございます。それから、18節の備品購入費で構成してございます。

続きまして、2目の事務所費でございますが85万9千円であります。これにつきましては、11節の需用費、それから12節の役務費で構成してございまして、1款の総務費を合計いたしますと616万4千円でございます。

続きまして、2款の事業費でございますが、1項事業費ということになってございます。1目の事業推進費でございますけれども、1節の報酬、4節の共済費、7節の賃金、8節の報償費、11節の需用費、それから13節の委託料で構成してございますが、4節の共済費、それから7節の賃

金につきましては、臨時職員にかかるものでございます。また、11節の需用費であります。こちらにつきましては協議会だより、それから新町の将来構想の概要版の印刷代等でございます。

続きまして、13節の委託料ですけれども、こちらにつきましては、会議録の作成委託、それからホームページの開設委託、もう1点、例規の立案・策定支援業務の委託料でございます。

2款の事業費を合計いたしますと1,168万9千円でございます。

3款の予備費でございますが14万8千円でございます。

歳入総額1,800万1千円に対しまして、歳出総額1,800万1千円でございます。差し引き額はございません。

以上で説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（水上三珠町長）

ただ今、事務局から予算について説明がございましたが、16年度の予算は今の説明のとおりで、異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

はい、ありがとうございます。

それでは、次に報告事項へ入りたいと思いますが、報告第1号 三珠町・市川大門町・六郷町任意合併協議会小委員会規程についてを議題としたいと思いますが、報告をお願いします。

6号まであるようですから、6号まで一括してご説明したいと思いますが、異議ございませんか。

（異議なしの声）

はい、よろしくをお願いします。

事務局（菊島次長）

それでは、報告事項を一括で説明させていただきます。

資料の11ページからになりますので、お願いいたします。

報告第1号 三珠町・市川大門町・六郷町任意合併協議会小委員会規程でございますが、第1条は趣旨でございます。協議会規約第7条第3項の規定に基づきまして、小委員会の細目について規定するものでございます。

第2条の所掌事項でございますが、協議会から付託されました事項につきまして、調査、審議等を行うことといたしております。

第3条で、委員は協議会の会長が協議会の委員のうちから指名することといたしております。

第4条の組織でございますが、小委員会の委員長、副委員長、委員により組織をいたします。

それから第5条でございますが、会議は委員長が招集すること。

それから第6条で、委員の3分の2以上の出席により開催し、委員長が会議の議長となる旨を規定いたしております。

1つ飛んで、第8条でございますが、委員長は調査、審議等の経過及び結果を随時、協議会の会議に報告することといたしております。

飛びまして、附則におきまして、平成16年4月7日からの施行といたしております。

次に12ページをお願いいたします。

報告第2号でございますが、三珠町・市川大門町・六郷町任意合併協議会幹事会規程につきまして、ご報告をいたします。

第1条の趣旨でございますが、協議会規約第8条第5項の規定に基づきまして、幹事会の細部につきまして、規定するものであります。

第2条の所掌事項でございますが、幹事会は会長の指示を受けて、協議会への提案事項に関する
こと、それから専門部会の活動の進行管理に関すること、その他、協議会の運営全般に関し、必要
な事項について所掌することといたしております。

第3条で、幹事長及び副幹事長について規定をいたしております。

第4条では、幹事会の会議は幹事長が招集し、議長は幹事長が行う旨を定めております。

飛びまして、附則におきまして施行日を平成16年4月7日からといたしております。

次に13ページをお願いいたします。

報告第3号でございますが、三珠町・市川大門町・六郷町任意合併協議会専門部会規程につつま
して、ご報告させていただきます。

第1条の趣旨でございますが、協議会規約第9条第4項の規定に基づきまして、専門部会の細部
について定めております。

第2条、所掌事項でございますが、専門部会は幹事長の指示を受け、規約第2条各号に掲げる事
項につつまして、専門的に協議などを行うことといたしております。

第3条、組織でございますが、専門部会の組織は、別表、14ページとなりますが、掲げてござ
います。

第4条で役員は部会長1名、副部会長1名を置くことといたしております。

第6条で会議は部会長が招集し、会議の議長となる旨を定め、第7条では必要に応じ、専門部会
の中に分科会を設置することができるものといたしております。

飛びまして、附則におきまして、施行日を平成16年4月7日からといたしております。

次に15ページとなりますが、お願いをいたします。

報告第4号でございますが、三珠町・市川大門町・六郷町任意合併協議会事務局規程につつま
して、ご報告をさせていただきます。

第1条の趣旨でございますが、協議会規約第10条第3項の規定に基づきまして、事務局の細部
について規定いたしております。

第2条所掌事項でございますが、事務局は協議会の会議、それから協議資料の作成、それから庶
務などにつつまして規定をいたしております。

第3条の職員等でございますが、事務局に事務局長、事務局次長、事務局員、その他の職員を置
くことといたしております。

第4条、事務局長及び事務局次長等の職について、規定をいたしております。

飛びまして第6条でございますが、会長が決裁する事項を第6条で定め、16ページになります
が、第7条で事務局長及び事務局次長の専決事項について定めております。

第8条は、代決に関する規定を設けてございます。

それから第9条では文書の取扱い、第10条では公印の取扱い、第11条では職員の服務、第1
2条では職員の給与ということで、事務局のあります市川大門町の規定を準用することを規定いた
しております。

それから第12条の中で前段の部分、第1項になりますが、事務局職員の給与等につつましては、
それぞれの職員の所属する地方公共団体、町あるいは県の負担とすると規定いたしております。

それから附則におきまして、平成16年4月7日から施行することとし、適用につつましては、
4月1日から適用することといたしております。

それから18ページをお願いいたします。

報告第5号でございますが、三珠町・市川大門町・六郷町任意合併協議会財務規程でございます。

第1条の趣旨でございますが、協議会規約第12条の規定に基づきまして、協議会の財務に関する必要事項を定めたものであります。

第2条といたしまして、協議会の予算は歳入は負担金、繰越金及びその他の収入とし、歳出につきましては、協議会の事務の管理、執行に関する経費ということの規定いたしております。

会長は、毎会計年度予算を調整いたしまして、年度開始前に協議会の承認を得ることといたしております。協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度といたしております。

第3条でございますが、補正の際の手続きを規定いたしております。

第4条では、歳入歳出予算の区分を規定しているところでございます。

飛びまして、第8条でございますが、決算等につきましては、毎会計年度終了後2カ月以内に会長が決算を調製し、協議会の監事の監査に付した後、協議会の承認を得ることと規定いたしております。

19ページになりますが、飛びまして附則におきまして、平成16年4月7日からの施行を規定しております。

附則の2におきましては、協議会が設けられた年度の予算、今年度予算に関しましては、読み替え規定を設けております。

最後に20ページになりますが、お願いをいたします。

三珠町・市川大門町・六郷町任意合併協議会会議傍聴規程につきまして、ご報告させていただきます。

第1条の趣旨でございますが、協議会の会議の傍聴に関して必要事項を定めるものであります。

第2条といたしまして、傍聴人は一般傍聴人と報道関係者と分けております。

第2項で、一般傍聴人の定員については30名といたしております。

第3条、傍聴の手続きにつきまして、規定をいたしております。

第4条は、傍聴席に入ることができない者を規定し、それから21ページになりますが、第5条から第7条まで、傍聴人の守るべき事項について規定しております。

飛びまして、附則におきまして、施行日を平成16年4月7日から施行することといたしております。

22ページ、23ページについては、受付簿の様式を示しております。

以上でございます。

議長（水上三珠町長）

ありがとうございました。

事務局から報告の1号から6号までの説明がございましたが、これについて質疑を受けたいと思いますが、ございませんか。

（異議なしの声）

質疑がないようでございますから、以上をもちまして、提案された議題は終了いたしました。

ありがとうございました。

司会（原川事務局長）

続きまして、その他に入ります。

委員の皆様から、ご意見などありましたら、ご発言をお願いいたします。

（なし）

それでは、ご意見もないようですので、その他につきましては、終了させていただきます。

それでは、閉会のあいさつを本協議会副会長の遠藤六郷町長をお願いいたします。

遠藤六郷町長

それでは、長時間にわたりまして、ご苦労さまでございました。

提案をさせていただきました、いくつかの協議事項、それから報告事項、原案どおり承認いただきました。

また、先ほどは大変、貴重な提言、あるいは要望等をいただきました。厚く御礼を申し上げたいと思います。

いよいよ、これで今日から3町の枠組みでの合併がスタートするわけでございますけれども、3町それぞれ、ここまで来るのには、いろんな経過があったということを承知しております。しかし、改めて考えてみますと、一番自然な形の中での枠組みかと。あるいは、今考えられる枠組みの中で、ベストに近いものではないかと考えております。

合併の期限も迫っておりますので、できるだけ皆様のご協力をいただきまして、この協議会、あるいは合併がスムーズに行われますように、改めてご協力をお願いいたしまして、終わりの言葉といたします。

ご苦労さまでございました。

司会（原川事務局長）

以上で、本日の日程は全部、終了いたしました。

これをもちまして、第1回任意合併協議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

閉会 午後 4時00分

第1回 三珠町・市川大門町・六郷町任意合併協議会 出席者

平成16年4月7日

【三珠町】

水上末雄
青木達雄
八木勝
有泉嗣男
石川章男
有泉勝廣
樋口富一子
村松淑子

【市川大門町】

久保眞一
河西常元
石原一元
秋山詔樹
一瀬絲子
青沼茂樹
波多博
立川貴

【六郷町】

遠藤幸利
望月正文
依田洋澄
有野健司
樋口良水
村山敬幸
河西満治
渡邊アヤ子

